

意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
1. 項目	通信線敷設工事に伴う許可申請窓口の一元化に関する提案について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>道路法第32条により、道路に通信線を敷設する際には、道路管理者の許可（以下、道路占有許可）が必要であり、また河川法第24条及び第26条により、河川区域内での土地占有や工作物の新築等の際には、河川管理者の許可（以下、河川法許可）が必要であります。</p> <p>なお、道路管理者については、国道のうち指定区間内は国土交通省、それ以外の区間は都道府県もしくは指定された市、都道府県道は都道府県、市町村道は市町村であり、河川管理者については、一級河川は国土交通省、二級河川は都道府県となっております。</p> <p>このようななか、道路占有許可・河川法許可ともに、当該道路もしくは河川管理者ごとに申請を行う必要がありますが、国道の指定区間内における申請等において一部電子化されているものの、大半は窓口での書面申請が必要であり、また当該道路もしくは河川管理者ごとに必要な書類や申請の考え方等が異なっている状況にあります。</p> <p>これは、直接的にICT利活用を阻害しているものではありませんが、電気通信事業者によるインフラ整備において、時間やコストを要する一つの要因となっていることから、手続きの効率化・簡素化等が実現することで、結果的にICT利活用の向上のための環境整備を加速化することに資するものと考えます。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法第32条 ・河川法第24条、第26条 ・道路占有許可電子申請システムの申請対象が一部国道に限定されている点
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>道路もしくは河川管理者ごとに異なっている道路占有許可・河川法許可時に必要な書類や申請の考え方等の統一化とともに、一元的な電子申請システムの構築（あるいは、既存の道路占有許可電子申請システムの全申請への拡充）を提案いたします。</p> <p>これにより、電気通信事業者によるインフラ整備における工期短縮、業務処理の効率化が図られるため、お客様への迅速なサービス提供等に繋がります。</p>